

調達番号：2025003

社会福祉法人厚生会

令和7年度特別養護老人ホーム川口シニアセンター及び第二川口シニアセンター
調理済食材（クックチル方式）販売業者選定プロポーザル実施要綱

令和7年2月12日

社会福祉法人厚生会

特別養護老人ホーム川口シニアセンター
特別養護老人ホーム第二川口シニアセンター

1. 公募内容

特別養護老人ホーム川口シニアセンター及び第二川口シニアセンター入居者及び職員給食の調理済食材の販売について「仕様書」のとおりプロポーザル業者選定を行う。

2. 公募における募集

(1) 次のとおり、関係書類を交付する

①交付期間 令和7年2月12日(水)～令和7年3月5日(水)午後5時

②交付方法 Eメールによる配布。入札参加希望者は、下記連絡先Eメールアドレス宛に上記調達番号、及び参加申込書類送付希望の旨のメールを送信して下さい。折り返し関係資料をEメールにて配布致します。

社会福祉法人厚生会

E-mail public-tender@kousei-sws.or.jp

担当者 法人本部 事務長 神谷 透

(2) 参加申請書の提出

①提出書類 参加申請書

②提出期限 郵送のみ受け付けます。令和7年3月5日(水)午後5時必着
※持参及びFAXによる申し込みは無効です。

③提出先 社会福祉法人厚生会

住所 〒333-0833 埼玉県川口市西新井宿 1193-1

担当者 法人本部 事務長 神谷 透

④参加申請書の提出をもって、本募集要綱(別途資料を含む)の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

3. 仕様書に関する質問

(1) 期 限 令和7年3月5日(水)午後5時まで

(2) 質問方法 所定の書式にてFAXまたはEメールにて

(3) 送付先 特別養護老人ホーム第二川口シニアセンター 菅井宛

FAX 048-299-5292

E-mail dainishinia@at.wakwak.com

(4) 回 答 令和7年3月6日(火)午後5時までに回答

①回答はプロポーザル参加業者担当者様宛でメールにてお送り致します。

②参加企業者からの質疑を集計の上、配信いたします。

③仕様書に関する質問は質疑書以外一切受け付けません。

4. 提案書の内容

提案書に添付する納入業者の資格として必要な条件は下記の通りとする。

なお、書式は任意とする。

① 会社概要

「会社案内」又は、「創立年月日・代表者氏名・従業員数・所在地・会社組織図等確認できる書類」の添付。

② 令和2年度現在、過去3年間に埼玉県内において病院、介護福祉施設等で食中毒などの事故発生、またはそれに伴う行政処分を受けていないこと。

③ 埼玉県内の病院、特別養護老人ホーム、老人保健施設等へ納入実績があること。

④ 行政監査に必要な書類の作成が可能であること。

⑤ 貴社栄養士等のアフターフォロー体制が組めること。

⑥ 1食単位の発注が可能で、ユニット別に納品できること

⑦ 国内に4か所以上のセントラルキッチンを有し、災害時等の緊急供給体制を整備していること

⑧ 納品する食材については、原則チルドであること。

⑨ 衛生面を考慮し、専用の保冷車により毎日納品が可能であること。

⑩ 入札書（指定様式）

5. 提案書の提出期限

(1) 提出方法 郵送による提出。

(2) 提出期限 令和7年3月7日（木）正午必着。

※上記期限以降の到着分は消印日付に因らずすべて無効です。

(3) 提出場所 社会福祉法人厚生会

住所 〒333-0833 埼玉県川口市西新井宿 1193-1

担当者 法人本部 事務長 神谷 透

6. 提案書評価基準

| | | |
|---------|--------------|------|
| 実績・組織体制 | 会社概要、業務管理体制等 | 10点 |
| 提案内容 | 衛生管理マニュアル | 250点 |
| | 調理マニュアル | |
| | 食材・料理・行事食 | |
| | 人員確保の支援 | |
| | 教育・研修 | |
| | 災害対応・事業継続計画 | |
| | 試食会 | |
| | ヒヤリング、その他 | |
| 価格 | 見積り | 40点 |

7. 審査

- (1) 審査会は、令和7年3月7日（金）16時に開催します。
- (2) 審査会場 〒333-0833 埼玉県川口市西新井宿 1193-1
特別養護老人ホーム第二川口シニアセンター 会議室
TEL 048-299-5292

審査は選考委員により、提案書の内容より、上記評価基準に基づき適正かつ公正に行う。

8. 選定・決定者について

選定・決定者には、あらかじめ示した審査の日時から2時間後までに電話連絡し、各参加者には後日郵送により通知します。

9. 契約

- (1) 選定された業者と契約締結の交渉を行い、不調に終わった場合は次点業者と交渉を行う。
- (2) 選定業者と仕様書に基づき業務の詳細を協議した後、最終契約価格を決定し、当法人理事会にて承認後 契約を締結する。